

## 令和元年度第23回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和2年3月30日（月）13:15～14:00
- 2 場 所 ハーバーセンター4階 教育委員会会議室
- 3 出席者 <教育委員>  
長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 今井委員 正司委員  
<事務局>  
後藤教育次長 住谷教育次長 志水総務部長 梶本教職員人事担当部長  
荒牧学校支援部長 藤原学校教育部長 山下総合教育センター所長  
横山学校計画担当部長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 2名
- 6 会議内容

(長田教育長)

それでは、只今から教育委員会会議を始めます。

まず初めに、写真撮影の許可についてお諮りをいたします。本日の教育委員会会議の模様を神戸新聞社さん、読売新聞社さんから録音の申し出がありますので、許可いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、許可することといたします。

本日は、議案8件、協議事項が2件です。

まず、非公開事項についてお諮りをいたします。このうち教第113号議案、教第115号議案、教第120号議案については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事項。教第117号議案につきましては、第4号により、社会教育委員及び法律または条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任命に関する事項。教第119号議案、協議事項48につきましては、第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれがある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われますので、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、今申し上げました議題等につきましては、非公開とさせていただきます。

**教第114号議案** 「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正についての申入れに対する回答について

(長田教育長)

それでは、まず教第114号議案、「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正についての申入れに対する回答です。補足事項ありますか。

(事務局)

114号議案です。ちょっと冒頭、教育長から御説明もらいましたが、お配りさせていただいているペーパーの一番最後のところですね。変更内容を現行改正案でまとめてございます。もともと分科会の管理を教育委員会のほうでしていた関係で、その周辺の都市公園、都市計画公園ですか、処女塚古墳の管理の委任を受けてましたが、これを、この分科会の管理を含めて市長部局の権限、業務が移りましたので、削除するものと、あと、教育委員会の事務局長ということで、職制の名称が変更されたことに伴う文言修正でございます。これについては、申し入れのとおり同意するという形での回答を考えているところです。

私からは以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、教第114号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

**教第115号議案** 教育公務員に適用する懲戒処分の指針及び神戸市立学校園に勤務する教育公務員分限処分の指針の改正について

(長田教育長)

続いて、教第115号議案です。教育公務員に適用する懲戒処分の指針及び神戸市立学校園に勤務する教育公務員分限処分の指針の改正についてです。何か御意見はございませんでしょうか。

その前に、補足説明がありますか。

(事務局)

お配りをさせていただいている懲戒処分の指針については、概要のとおり厳正な処分を市立小学校のハラスメント事案について行ったところですが、今回、対策基本方針に、ハラスメント対策基本方針作成のほか、9月には組織風土改革のための有識者会議の最終報告書もございましたので、改正に際しては、それらの趣旨も勘案して、以下の観点から指針を改訂いたしておりますので、そちらのほうをお読みいただければと思います。

補足資料といたしまして、他都市の取りまとめもお配りいたしてございますので、そちらのほうもご覧いただきながら、検討のほうをしていただけたらと思います。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

(今井委員)

すいません。事前にメールで御意見申し上げたんですけれども、幾つか申し上げてございまして、まず表の1の(10)のその他ハラスメントのアのところで、2行目で、「人格と尊厳を侵害する言動」とそこまで書かれているので、ちょっと対象が狭まってしまうんじゃないかなっていうふうな懸念を持っております。

もう一つ、幾つかもう申し上げていいですかね。

(長田教育長)

はい。

(今井委員)

もう一つですね。縦2の(15)のエの「故意又は重大な過失により必要な安全配慮を怠り、傷害を負わせたり、事後処理が不適切な場合」これは、事案によってはすごく重大な結果を招きかねないことを考えると、処分量定が戒告のみでいいのかと。もう少し重たいものも含めて幅を持たせるべきではないかと思いました。

それと、あと今回の改訂案等にはないんですけども、ちょっと御用意していただいてますが、他都市の状況なんかを見ますと、幾つかこういうものも入れてはどうかと思うものがございましたので、その点も合わせて申し上げたいと思います。

(今井委員)

横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針では、一般的な不適切な行為っていう項目で、他の職員が行った明確ないじめ行為を把握していながら、全く何もせずに、そ

いう状態を容認した職員についても、懲戒の予定というのを上げておられるっていうのが、やっぱり神戸でもその方針をとっていくべきじゃないかっていう考え方方が 1 点目。

もう一つ、今までの懲戒事案によくあるのが、体罰には至らないんだけど、不適切だとか、これはセクハラには至らないんだけど、不適切な対応とか。不適切な指導と対応ということで、事実上の処分になる事案を何件か見てきたんですけども、今の懲戒処分の指針では、若干明確でない部分もあったので、そのことも他都市さんほうでは不適切な指導っていうのを、明確に懲戒処分の指針の中で上げておられたので、神戸のほうでも、そういうことを考えてはどうかと思います。

(長田教育長)

はい。幾つか数点御意見がありましたけど。まず 1 点目から行きますか。事務局の考え方、今の御意見を聞いて。

(事務局)

1 点目のほうでございますけれども、まず昨年の 8 月に、ハラスメント対策基本方針を作成させていただいておりますが、そちらのハラスメントの定義で、人格と尊厳を侵害するという文言が使われてございまして、市長部局の懲戒指針のほうでは、そちらの原文をそのままこちらの指針に書き写しておる形になっております。今回、事務局案といたしましては、市長部局に倣いまして、人格と尊厳を侵害するという言葉をそのまま当てはめているという形になってございます。

補足としては、以上です。そこを入れるかどうかというところでございますが。

(長田教育長)

今井委員の御意見は、その人格と尊厳を侵害するということに限定すると、非常に狭まってしまうんじゃないかなと、こういう趣旨ですけど、何か。

(事務局)

補足といたしまして、その欄外の米印を書いてございますけれども、(9)、(10) というところで、(10) の (ア) について申し上げるんですけども、そもそもハラスメントの定義につきまして、委員おっしゃるように、人格と尊厳をということで定義が狭まってしまうのではないかということでございましたので、先ほどご説明申し上げましたように、基本方針には準拠したいなという表現なんですけれども、ただ運用に当たりましては、本当、その法の定義しているハラスメントの定義ですね。そちらのほうが、市の指針よりは少し広目の形になっておりますので、そちらも、あと参考に判断すべしということで、欄外に書いてございまして、運用においては、適用が狭まらないように、条件を狭めないようにということで配慮させていただいてございます。

(長田教育長)

どうでしょうね。何か今井委員の言われるようすに、そこが限定的に、ここの括弧のところで言わなくてもというのも、そんな気もしますし。今の事務局の説明は、下の米印のところで、そういったもろもろの方針、指針なんかを参考に判断するとか、そんな内容なんだよということなんんですけど、何かこれは市長部局もあれですか。ハラスメントの関係は、指針の中に入っていて、全く同じ文言なんですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(長田教育長)

何か。

(今井委員)

まあ、この配慮していくんであれば、ああいったところに人格と尊厳を侵害とは書かなくてよいのではないかなっていうのはあるんですけど、まあもし、市長部局との統一性とか整合性とかが必要ということであれば、別にそこまで強くは申し上げませんが。

(長田教育長)

ただ、このわざわざ職務の適正な範囲を超えた人格の尊厳を侵害する言動により、こういったことの指針の中に、方針の中に謳われてるんですよね。

(事務局)

はい。神戸市の方針では、神戸市のほうも、基本方針を、ハラスメントに対する対策基本方針を定めてございまして、それに準拠して、教育委員会も定めているんですけれども、定義につきましては、同じように人格と尊厳をというところを使っております。

(長田教育長)

それは、もう全般的に、そういう言動であるという解釈を別途していると。

(事務局)

ただ、おっしゃるように、一般的に、その法律のほうでハラスメントの定義についてになりますと、もうちょっと幅広で優越的な関係を背景とした言動、それから、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるというような書かれ方をしてございますので、確かに法律的な観点からいいますと、この文言を厳格に適用すると

すると、やはり定義が狭められてしまうんではないかというのはございますので、決してそういうふうにならないようにということで考えるところで、法律の趣旨を踏まえてということで参考に判断するということで載せてございます。

(長田教育長)

これはよろしいですか。まあ一応、ここでこういうことであると確認をしたということで、記録にもちゃんと残ります。じゃ、ここはこのままで行くと。

次、じゃ、2点目いかがですか。

(事務局)

2点目のところにつきましては、解決した文言の範囲でございますが、まあ確かに委員おっしゃるとおり、故意であった場合、それから、重要な過失の場合と比較いたしました、やはり故意のほうが重大な過失より重たくなるのではないかと、事務局のほうも思いますので、戒告以外に減給をつけたりとかいうことも考えられるかと思います。

(長田教育長)

まあ一応、「減給又は戒告」が出ようとかという。私も、そんな気はします。  
ほかの委員の先生方いかがでしょうか。

(梶木委員)

そのほうがいいと思う。

(長田教育長)

よろしいですか。

そしたら、この2の公務上非違行為関係の(15)の体罰等(エ)については、今、戒告となっている処分量定を「減給又は戒告」ということでよろしいでしょうか。

じゃ、次。

(事務局)

3点目のほうの指摘でございますけれども、横浜市のほうでは、他の職員が行った明白な非違行為等を把握したにもかかわらず、その事実を上司、または、教育委員会に報告せず容認した職員は、減給、または、戒告をするという指針が設けられております。他都市の例でいきますと、横浜市がこのように指針には設けられておりますけれども、よく似たのでいいますと、新潟とか、堺市のほうにも、・・・非違行為を看過した場合は、管理監督責任を問いますといったことも設けられているところがございます。

(長田教育長)

この点についていかがでしょうか。いわゆるその他の職員が、そういうことを認知しながら、見て見ぬふりをしたというか、そういうことです。

(正司委員)

設けたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。でも、設けてない場合、どれで対応するというような考え方があるのか、元々その点は想定していなかったのか、そのあたりどうでしょうか。

(事務局)

まあ正直なところ、ここまでところは想定はしてなかつたんですが、なかなか範囲が他の職員っていうのは、自分の職場だけではなく、ほかの職場の職員がそういうような非違行為をしていた場合には、報告を義務づけられるということですので、かなり対象範囲は広くなっていますけれども、今の時代を考えた場合、これを入れたほうがいいのかどうかということかなと思います。

(長田教育長)

これ、入れるとしたら、どこに謳うんでしょうか。どこがふさわしいですか。

(事務局)

大きい2番の公務上非違行為関係というところで、(14)番、不適切な事務処理のところあたり。この公務上非違行為関係のところに、新たに加えるようなイメージかなとは思うんですが、このあたりのところが一番近いのかなというふうに考えております。

(正司委員)

それは、この事務処理という表現そのものを変えて、不適切な処理っていう形にして、これをもう少し範囲を広げるという修正を行ってるという考え方ですね。

(事務局)

はい。もしくは、その先ほどの1番の一般服務関係の(3)番でありますとか、(4)番でありますとか、まあそういったところにも当てはまつてくる事例が出てくるのではないかなと思っております。

(長田教育長)

ほかの委員の先生方、御意見ありませんか。

(梶木委員)

今の今井委員と正司委員の意見と同じく、私も表現内容をどこかに入れておいたほうがいいなと思うんですけど、ちょっと専門外なので、どこに入れたらというのがわからないんですけども、こういう内容について、・・・でいただくことには同意いたします。

(長田教育長)

他にございませんか。

(今井委員)

すいません。今の内容の件、市長部局のこういうところにはないんですか。入ってないんですか。

(事務局)

入ってないです。

(長田教育長)

ただ、でも、現実的にそういうことが起こった場合は、当然、この指針にかかわらず、処分対象とするわけですよね。指針ないからといって、処分しないということでは決してないわけで。ただ、そういうことからすると、何かこう、これはあくまで第2のところは目安となる処分量定なので、基本的な考え方は、第1の基本事項のところに書いてあるわけですよね。私的には、何かそういうのを考えると、その基本事項のところに、そういうことも、この第2の目安となる処分量定を参考に、そういうことはちゃんと考るんだよという概念的な趣旨のようなことを書いておけばいいのかなという気もしますけれども。何かこの目安となる処分量定の第2のところに、このままだと括弧のどこかに入れるとか入れないとか、そういうことではないのかなという気はします。

いかがでしょうか。

(梶木委員)

今の教育長の御意見にもっともだなと思うんですけども、その上に書いてある基本事項のところの一番最後のところに赤で入れてくださってるところに、それが含まれると考えれば……。

(長田教育長)

プラスもう一つを書き込むかですね。

(梶木委員)

はい、そうですね。

(長田教育長)

ここに。

(今井委員)

ここでいけるのかなというふうな気もします。はい。

(長田教育長)

今回、この赤字で、なおいうやつがね。この指針に掲げられていないものとかいう、このあたりになりますから、ここに少し今の御意見のようなことも含めて加筆をするということではいかがかなと思いますけど、どうでしょうか。

よろしいですか。特に御意見ございませんか。

今井先生、どうでしょうかね。

(今井委員)

はい。そうですね。はい。このとおり、いずれかに入れていただけるのであれば。これは、とにかく本当にそれを見て見ぬふりというか、まあ本当にハラスメントであったり、体罰であったり、その当該行為者以外でも、そこに、もし、現場にほかの教員もいたのであれば、何等かの対応をその方にしていただきないと解決になっていきませんので、本当にそこはしっかりとインセンティブとして伝わるような指針になればいいと思います。

(長田教育長)

はい。そしたら、この指針の第1の基本事項の終わりのほうと下の4行でありますから、ここに今の今井委員の御意見を、横浜市以外の他都市のことも参考に、少し書き加えてもらうと。原案、原本をつくってもらって、また、1度どうしましょう。見ていただきましょうか。それとも私に御一任いただけますか。1回送りましょうか。はい。じゃ、そしたら、原案ができれば、そのたたき台である原案を1度、委員の先生方にお送りして御意見を聞いてみる。その上で、あとは最後はきちっと。

(正司委員)

単なる意見なんですが、行為として書こうとすると、なかなか難しいので、不作為であったことが、結果として重大な案件になるとか、何かそういう書き方も点としてあるかなと思います。少し御検討いただければ。

(長田教育長)

今井委員の御指摘、以上でしたか。まだもう一つあった。もう一つ。

(今井委員)

不適切な指導について。

(長田教育長)

不適切な指導について。これ、15の体罰の一番下の米印ありますよね。ここも同じように、目安とか状況は（ア）から（オ）が体罰の場合は目安になって、それ以外にも、当然その「暴言、侮辱的な言葉又は威圧的な言動等により、精神的苦痛を与えた場合は、この体罰等の量定に準じて扱う」という文言があるんですけど、ここに不適切な指導というような表現を書き加えればどうかなと、私は思うんですけれども、いかがでしょうか。今の言葉だと、何かかなり暴言とか情的な言葉とか威圧的な言動とか、かなりこう、そういうふたはつきりしたものだけのように。等がありますけど、等だけで不適切な指導というものまでは、なかなか現実的には、多分読み取った上で量定決めていくはずなんんですけど、ここにちょっと不適切な指導というような言葉を入れるということでどうかなと。いかがでしょうか。

特に御意見なければ、その方向でよろしいですか。

それでは、その部分も含めて修正案をつくっていただいて、委員の先生方に1度、まずはお送りをして御意見をお伺いする。その上で、私のほうに答申をいただくことで。

この指針に関して、他にございませんか。

(山本委員)

特に、この指針改定ということでは、この従前からこの指針にあるもの、また、今回、最低事項として当てておられるもの、どちらについても、処分を検討される際には、十分に時間をかけて丁寧に正確な事実関係の調査を行うということが本当に。難しいけれども、非常に大事なことかなというふうに思いますので、ぜひ運用に当たっては、そのあたりをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

(長田教育長)

それでは、この件については、これは保留でよかったです。今度決定するときは。

(事務局)

そうですね。

(長田教育長)

これ、いつまでにというのは、なるべくできるだけ早くやりたいということなんですが、

次の教育委員会会議はいつ。

(事務局)

4月の中旬になりますので、13ですね。

(長田教育長)

13日。

(事務局)

1回修正をさせていただいた後、臨時代理で教育長専決させていただいて、そういう形は可能になっています。

(長田教育長)

だから、ちょっとスケジュールの関係で、本当は4月1日にやりたかったということでしょうけども、御意見をお伺いして、私に一任させていただいて、もうそれでいいよということであれば、場合によれば、臨時代理をさせていただくという御了解をこの場でいただけたらと思うんですけど。もし、スケジュール的に、もう4月13日になりそうであれば、次回の教育委員会会議でお伺いすると。それまでに頑張って指針を策定できるようであれば、私のほうで臨時代理をさせていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それで、まだありましたっけ。

(事務局)

はい。2点目のほうが、分限処分の指針ということで、こちらの分は、令和元年12月の1日に、病気欠勤から病気休暇に制度等が実施されたことに伴いまして、指針の文言修正のほうを行う予定ということでございます。

以上です。

(長田教育長)

病気欠勤が病気休暇になるということに伴う改正という、それ以外は同じということでですね。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そしたら、この分限処分の指針のほうは、もうこれで特段御意見がないということで承認とさせていただきます。

それから、すいません。先ほど私、冒頭で非公開事項をお諮りしたときに、1つ漏れがございました。協議事項49、神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドラインの検証について

て。この関係につきましては、教育委員会会議規則第10条第6号に該当するというふうに思われますので、非公開とさせていただければどうかと思いますので、追加でお諮りをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

### **教第118号議案 神戸市教職員表彰規則の一部改正について**

(長田教育長)

それでは、戻りまして、教第118号議案です。神戸市教職員表彰規則の一部改正についてです。これは補足することは。

(事務局)

1点だけ。

(長田教育長)

はい。お願いします。

(事務局)

2枚目の新旧対象表をご覧いただきますと、左側の現行のところでございますが、現行では、この第1条第1号、第2号で、勤続20年及び勤続30年の職員に対して一律に表彰を行っておりますが、今回、これを廃止させていただきたいというものでございます。これは、市長部局でも同様の動きがございます。ここを改正案に残す教職員として称賛に至る事項、あるいは、職務に関しての有益な研究、有効な創案こういったものに絞って表彰を行いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(長田教育長)

この件について御意見ございませんか。

特によろしいでしょうか。

(今井委員)

改正案も、その1条の本文の最後のほうで、課とか係とか団体とかを表彰するっていう、それはどういうような。これは今までなかったものですね。

(事務局)

今まで言いますと、20年、30年表彰以外でいいますと9、教育実践行動者等の表彰というのがございまして、もうこれも、基本的には職員単位でというものでございました。ただ、今後、見直しの方向といったしましては、当然、教職員1人個人単位での表彰というのもございますが、例えば、学校園での取り組みを評価するとか、特定の所属、グループでの取り組みを評価するということも想定されますので、主体として、こういった形での表現とさせていただいてございます。

(今井委員)

そういう学校園でも、これで。じゃ、団体、学校園をイメージされてる感じですか。

(事務局)

今、具体的に、そういう形での表彰制度というのを用意してるわけではないんですけども、今後、そういう表彰の方法というのもあり得るのではないかと考えてございます。

(長田教育長)

表現の仕方として、学校園はどこまで読み取れるんですか。

(事務局)

まあ学校園全体を表彰するという場合があるかどうかはちょっと分からないですけど、この表現で読むとすれば、その他教職員で構成される団体という形になろうかと思います。

(長田教育長)

何か知らんけど、ちょっともうひとつですね。やっぱり事務局の課とか係とか書いときながら、学校園という言葉で、1つの一小学校が中学校を表彰する可能性もあるわけですよね。

(事務局)

はい。

(長田教育長)

もし、教職員で構成される団体というのは、多分、自主的な何かやってたり、グループとかいうことを多分イメージされると思うので、もしくは、場合によったら。

(事務局)

課なり係という表現の前に、学校園、または、もう率直に学校。例として上げるということであれば、そうですね。それを書き加えるという形で対応させていただければと思い

ます。

(長田教育長)

そのついでに 1 つ質問なんんですけど、これ、優秀職員の表彰は規則にはないんですか。

(長田教育長)

例えば、善い行いをした人に対する表彰とか、優秀職員表彰、善行職員表彰というものが市長部局ではあったはずなんですよ。それはうちにはないんですか。

(事務局)

まあ基本的に規則としては、この規則の中で読み取っていくという形になるかと思います。

(長田教育長)

いやいや、これまではどうやってたんですか。例えば、善い行いをした、救助活動をした人とか、善行職員表彰してたはずなんんですけど、それはどこでやってたんですか。

(事務局)

御指摘のとおり、市長部局があるのは間違いないかと思います。教育委員会で、ちょっとそういう規則というのは、別段ちょっとあったかどうかというのは、ちょっとすいません。私の思い当たる範囲では、承知していないところですが。

(長田教育長)

一度確認しておいてください。

(事務局)

はい。後ほど結構ですか。

(長田教育長)

これとの整合性みたいなところが、もし、それが残ってあるんであれば、整合性がとれると思います。整合性をとらないと。

(事務局)

はい。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

そしたら、この件は学校園も加えるということで、それを入れて承認とさせていただいてよろしいですか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

#### **協議事項48 新型コロナウイルス感染症対策について**

(長田教育長)

続いて、協議事項48です。新型コロナウイルス感染症対策について。

(事務局)

公開部分。

(長田教育長)

はい。それでは、1つ目を事務局。

なお、今後の方針に関する内容という部分につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれがある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われますので、今後の方針に関することについては、後ほど非公開の場で議論、協議をしたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、それ以外の部分について、説明をお願いします。

(事務局)

こちら用意させていただいている資料が、先週の23日に市会の文教こども委員会で提出させていただいた資料でございます。臨時休業につきましては、春休みまでの臨時休業をしている。現在は春休み期間中ということになります。

臨時休業中の登校ということで、分散登校を実施いたしまして、その登校日には給食を提供いたしました。

それから、3番目、児童生徒の居場所という確保ということで、小学校低学年、高学年、それぞれ学童保育及び小学校のほうで受け入れを行ったということです。

続きまして、基本的には家庭で児童生徒を見守っていただくということで、その間、担任等から児童生徒の様子・状況把握に努めたということでございます。

それから、学習状況、臨時休業中の学習状況ということで、ドリル等のワークを出したり、加入許可した学習支援ツールの活用ということとしております。

卒業式ですけれども、小学校は3月24日に実施ということで終わっております。

それから、学校園の再開時期でございますが、この後にありますけれども、引き続き、国の方針等を重視して、市内の患者発生状況を踏まえて判断するということで、今後の判断ということになります。

一方で、社会教育施設でございますけれども、図書館につきましては、現在、当面25日までとありますけれども、これは延長してございます。

博物館のほうにつきましても、同様延長ということになっております。

資料としては、文教子ども委員会の資料としては以上でございまして、その次、4ページ以降につきましては、現在、直近しております学校園の教育活動の再開等についてということで、文科省からの通知につきまして、既にお配りさせていただいているかと思いますけど、改めてつけてございます。

最終ページまで、25ページまでなっておるところでございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

じゃ、ここまでに関して、御質問、御意見ございませんか。

(梶木委員)

質問ではありませんが、卒業式、非常に皆さん議論をしていただいたと思うんですけれども、卒業式、あるいは、分散登校で給食っていうのも、非常に短い期間で検討していくてうまくいったというふうな声もよく聞いているんですけども、何か様子ちょっと分かるようなことがあれば、教えていただければと。なかなか卒業式、私たちも出席かなわなかったものですから。事例があればと思います。

(長田教育長)

中学校から。

(事務局)

中学校なんですけども、かなり現場にはですね。DVDのことできなりお願いをするのが急だったので、かなり困ってらっしゃったことも受けますけども、そもそも卒業式に親が行けないのであれば、DVDにしようとやってた学校もあったようで、それはなかなかしっかりと準備してくださったのかな。急遽お願いしたところもやっていただきて、人権に配慮して録れないところはありましたけども、それにかわるような形で、終わってから、スタンドのとこ並んで、マスクはしますけども、合唱を披露したりとか。大型の

テレビを外に出して見ていただいたりと、それなりに学校の中では教職員の方々はよくやっていたいただいたと。ある学校ですけれども、校長先生が終わってから、もしよければ集まってと言って、開けないとあってたのにやっていただきて、本当にありがとうございましたと言つていただいたというふうな声も聞こえます。

(事務局)

小学校の卒業式ですけども、中学校より約1週間遅いスタートでしたので、保護者の方等とも話し合いがする場がありましたので、現在、委員会のほうには、卒業式に関して、苦情等の電話がないというふうな状態です。それぞれに工夫をしていただいてますので、終わった後、ちょっと歌を歌ったりですとか、子供からお家の方への感謝の言葉を述べたりとか。まあ見れなかったところも、中学校と同じように、生放送等を通して行ったので、おおむね好評ではなかったかなというふうに考えております。

(事務局)

分散登校の給食ですが、特に小学校ですね。教職員の・・・給食を教室まで運ぶというようなことを対応してもらったんですけど、大きな混乱はなかったというふうに聞いております。

以上です。

(梶木委員)

中学校は給食。

(事務局)

中学校はランチボックス。これは希望者のみです。希望者というか、申込者のみですで、中学校のほうも、特に問題はなかったと聞いてます。

(梶木委員)

はい、ありがとうございました。時間がない中で、非常によく対応をしてくださって、本当にありがとうございました。

(山本委員)

すいません。ちょっと教えてください。学習状況の把握のところで、インターネットを介して、家庭においても学習可能な学習支援ツールの活用、これ、どの程度というか、まあまあ正確には、なかなか難しいと思うんですけど、実際には、どれぐらい行ってるのかなど。

(事務局)

現状、すいません。ちょっと正確なデータが把握できていないという生徒も。これは各校との利用状況は把握ができるというシステムになってございますので、改めて、また、確認をしておきたいと思います。

(山本委員)

有難うございます。お手数を掛けますがよろしくお願ひします。併せて、この状況が一刻も早く収束に向かうことを願っています。

しかしながら一方で、この対応は長期戦になると聞いています。それを考えると、これまでにとった事務局の施策で、子供たち・保護者・現場から見て、評価が高く、成果の上がった施策、成果が十分に上がらず評価の低かった施策、それらをきちんと集約頂き、これから長期戦に備えていただきたいと思います。施策についての評価を、事務局・現場の負担にならない程度に行い、ピンチをチャンスにつなげていただきたいと思います。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、この際、この会議で取り上げるべき項目、何か御意見ございますか。

また、お気づきの点がありましたら、後日でも結構ですので、事務局のほうまで連絡をお願いいたします。

それでは、ここで公開案件につきましては、全て終了いたしました。

恐れ入りますが、傍聴者の方々、報道関係者の方々は御退席をお願いします。

閉会 午後2時0分